

専決第 9 号

令和 5 年度 宇城市国民健康保険特別会計補正予算（専決第 1 号）

令和 5 年度宇城市の国民健康保険特別会計補正予算（専決第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 0 5, 4 4 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7, 9 3 9, 7 1 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 5 年 5 月 3 1 日専決

宇城市長 守 田 憲 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 市債		1	105,449	105,450
	1 市債	1	105,449	105,450
歳 入 合 計		7,834,266	105,449	7,939,715

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 0 前年度繰上充用金		0	105, 449	105, 449
	1 前年度繰上充用金	0	105, 449	105, 449
歳 出	合 計	7, 834, 266	105, 449	7, 939, 715

第 2 表 地 方 債

（単位：千円）

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
財 政 安 定 化 基 金 貸 付 金	105,450	証書借入	無利子	熊本県国民健康保険財政安定化 基金運営要項の条件による。た だし、市財政の都合により繰上 償還することができる。
計	105,450			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
8 市債	1	105,449	105,450
歳入合計	7,834,266	105,449	7,939,715

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 0 前年度繰上充用金	0	105, 449	105, 449				105, 449
歳 出 合 計	7, 834, 266	105, 449	7, 939, 715				105, 449

2. 歳 入

(款) 8 市債 (項) 1 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 財政安定化基金貸付金	1	105,449	105,450	1 財政安定化基金貸付金	105,449	財政安定化基金貸付金 105,449
計	1	105,449	105,450			

3. 歳 出

(款) 10 前年度繰上充用金 (項) 1 前年度繰上充用金 (単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 前年度繰上 充用金	0	105, 449	105, 449				105, 449	21 補償補填及 び賠償金	105, 449	補てん金 105, 449
計	0	105, 449	105, 449				105, 449			